

学生アルバイト制限職種基準

	具体例	理由及び参照事項
危険を伴うもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. プレス、ボール盤、旋盤、断裁機など自動機械の操作業務 2. 高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い業務 3. 自動車、バイク等の運転業務 4. 線路、交通の頻繁な道路上での作業 (測量・白線引き・交通整理等) 5. 土木、水道工事、建物建設等の現場作業 (内装工事は除く) 6. 2階以上の高所での作業 (ガラスふき、器具の取り付け等) 7. ヘルメットの着用を必要とする作業 8. 警備員(会場整理・誘導・受付業務は除く) 	<p>危険・事故が伴う。 免許を必要とし危険度が高い。 事故を起こしたり事故に巻き込まれる恐れがある。また、事故を起こした場合経済的・精神的負担が大きく刑事責任まで負うことになる。 危険度が高い。</p> <p>落下物・転落・建物倒壊等の危険度が高い。</p> <p>転落等の危険度が高い。</p> <p>危険度が高い。</p>
人体に有害なもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農薬・劇薬など人体に有害な薬物の取り扱い (メッキ作業・白蟻駆除等) 2. 特に高温・低温での作業、塵埃、粉末、有毒ガス、騒音の著しい中での作業 3. 長期継続の深夜作業 	<p>健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。</p>
法令に違反するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働争議に介入する恐れがあるもの 2. 営利職業あっ旋業者への仲介あっ旋 (家庭教師等を派遣する事業主への紹介を含む) 3. マルチ・ネズミ講商法に関するもの 4. 出来高払い(一定額の賃金保証のないもの) 5. 募集・採用を男女別に設定し、性別により異なる条件のあるもの 	<p>職業安定法20条参照。</p> <p>職業安定法の趣旨に反する。</p> <p>無限連鎖講の防止に関する法律参照。</p> <p>労働基準法27条参照。</p> <p>男女雇用機会均等法参照。</p>
教育的に好ましくないもの	<ol style="list-style-type: none"> 1. 街頭でのチラシ配り、投函、ポスター貼り等の業務 2. 不特定多数を対象とした街頭調査、訪問調査、電話調査業務 3. 訪問販売、勧誘、集金等の業務 4. 競馬、競輪場等、ギャンブル場内での業務 5. パー、キャバレー、雀荘、パチンコ等の風俗営業の業務 6. 酒席での接待業務 7. 選挙に関連する一切の業務 8. スパイ行為、興信所業務に類する調査 9. 深夜の作業(22:00以降) 	<p>内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。</p> <p>相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。</p> <p>トラブルの原因となることが多い。</p> <p>教育的に好ましくない。</p> <p>教育的に好ましくない。</p> <p>教育的に好ましくない。トラブルの原因となることが多い。18歳未満者の選挙関与禁止、特定の政党や候補者を応援することは好ましくない。また、選挙違反等のトラブルに巻き込まれる恐れがある。</p> <p>トラブルの原因となることが多い。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人命にかかわることが予想される業務 2. 労働条件が不明確なもの 3. 人員の限定を条件とするもの 4. 宗教の布教にかかわる活動に関するもの 5. 学生を紹介しても採否の連絡がなかったり、正当な理由がなく採用されないことがしばしば繰り返されるもの 6. 登録制のもの、又は人材派遣事業に類するもの 7. その他、学生にふさわしくないと判断されるもの 	<p>水泳指導員、水泳監視員、ベビーシッター等。 賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払い方法等に関することが明記されていないもの。 10人採用募集中1人でも欠けると他の9人を不採用とするもの。 学内で特定宗教の布教が行われる恐れがある。</p> <p>本学での管理が不可能でありトラブルの原因となることが多い。</p>